

務等に関連する証憑等を入手し、閲覧・分析、質問、照合等、必要な監査手続を実施することにより、それらの合規性を検証した。なお、合規性の監査の実施に際しては、各会計処理等に関連する内部統制の整備及び運用状況を検証し、リスクの識別及び評価の現状とそれらへの対応状況を把握し、その有効性を評価することにより、財務会計処理の正確性や財産管理の適正性等の検証を併せて実施した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）

【現状】

契約工期を変更し、期跨ぎの工期変更契約を締結するためには、県議会に期跨ぎとなることを申請し、承認を得ることが必要となる。

当工事においては、令和3年10月1日から工事の一部一時中止措置を講じており、工期については、当初工期の令和4年3月22日を越え、期跨ぎの工期に変更となることを予定していた。

しかしながら、期跨ぎの工期変更を行うためには、県議会の承認が必要で、令和4年2月定例県議会（令和4年3月18日閉会）における承認を待って、期跨ぎの工期変更契約を行う場合、工期変更契約締結が当初工期の令和4年3月22日後になってしまう可能性があることから、一旦、県議会承認が不要な同年度内の令和4年3月31日までを工期とする工期変更契約を当初工期の令和4年3月22日に締結し、令和4年2月定例県議会で承認を得た後に、改めて、令和4年3月22日変更契約工期の令和4年3月31日に期跨ぎの令和4年8月6日までを工期とする工期変更契約を締結している。

	<u>工</u>	<u>期</u>	<u>契</u>	<u>約</u>	<u>日</u>
当初	R3. 2. 16	～	R4. 3. 22		R3. 2. 15
第1回変更	R3. 2. 16	～	R4. 3. 31		R4. 3. 22
第2回変更	R3. 2. 16	～	R4. 8. 6		R4. 3. 31

【問題点】

橋梁の上部工の施工を行う当工事においては、施工範囲における全ての橋脚が完成している必要があるが、一部の橋脚工事の進捗が遅れたことから、当工事の上部工の施工を行うことができなかった。

そのため、橋脚工事については、令和3年10月完成予定としていたが、令和

3年6月1日より全部一時中止（工事一時中止予定期間4ヵ月間（令和3年9月30日まで）（「東土第418号令和3年5月31日」の通知文書（※1）による））となり、10月完成が困難な状況（再開は令和3年10月1日から（「東土第1101号令和3年9月30日」の通知文書（※2）による））となったことから、当工事については、上部工の施工ができず、令和3年10月1日から一部一時中止措置を講じている。

当工事の一部一時中止は、令和3年9月30日時点で137日（令和4年2月20日まで）を予定（「東土第2302号令和3年9月30日」の通知文書（※3）による）しており、予定再開日の令和4年2月21日から（実際の再開は令和4年2月21日から（「東土第2304号令和4年2月18日」の通知文書（※4）による））当初工期の令和4年3月22日までの期間をもって、137日の工期遅れを解消できることは想定できず、令和4年3月22日を越えて期跨ぎの工期となることを見込まれることから、令和3年12月定例県議会（令和3年11月26日開会）において、期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得ることも可能であったと考える。

（※1）東土第418号令和3年5月31日「地方道道路改築工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋P3・P4橋脚）の全部一時中止について（通知）」

標記について、建設工事請負契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 本工事を令和3年6月1日から全部一時中止する。
- 2 中止理由
施工条件の明示に記載されている、本工事に影響を与える他工事の工程に遅延が生じたため
- 3 工事一時中止箇所 全区間
- 4 工事一時中止予定期間 4ヵ月（令和3年9月30日まで）
- 5 工事再開については、別途通知する。
- 6 その他
(略)

(※2) 東土第 1101 号令和 3 年 9 月 30 日「地方道道路改築工事（(仮称) 三郷流山橋取付高架橋 P3・P4 橋脚）の全部一時中止の全部再開について（通知）」

標記について、工事請負契約書第21条及び第24条に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 令和 3 年 6 月 1 日より全部一時中止（令和 3 年 5 月 31 日付け）の本工事を令和 3 年 10 月 1 日から再開する。
- 2 工事再開箇所 全部

(※3) 東土第 2302 号令和 3 年 9 月 30 日「道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（(仮称) 三郷流山橋取付高架橋上部工その 4）の一部一時中止について（通知）」

標記について、建設工事請負契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 本工事を令和 3 年 10 月 1 日から一部一時中止する。
- 2 中止理由
P3・P4橋梁工事の遅延により、工場製品製造工以降の作業が出来ないため。
- 3 工事一時中止箇所 全区間
工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、仮設工
- 4 工事一時中止予定期間 137日間（令和 4 年 2 月 20 日まで）
- 5 工事再開については、別途通知する。
- 6 その他
(略)

(※4) 東土第 2304 号令和 4 年 2 月 18 日「道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（(仮称) 三郷流山橋取付高架橋上部工その 4）の一部一時中止の全部開通について（通知）」

標記について、工事請負契約書第21条及び第24条に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 令和 3 年 10 月 1 日より一部一時中止（令和 3 年 9 月 30 日付け）の本工事を令和 4 年 2 月 21 日から再開する。
- 2 工事再開箇所
全部（工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、仮設工）

【結果（意見）：東葛飾土木事務所】

期跨ぎの工期変更契約締結を予定しながら、県議会承認前であることを理由に令和 4 年 3 月 31 日までの 9 日間だけ工期を延長する工期変更契約を締結し、県議会承認後、改めて、期跨ぎとなる令和 4 年 3 月 31 日後を工期とする工期変更契約を締結するという契約行為については、発注者（県（土木事務所））にとっても、受注者（契約の相手方）にとっても事務負担増（受注者にとっては印紙税負担増も）となることから、期跨ぎの工期変更が想定される場合には、12 月定例県議会に期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得るなど、変更契約締結回数を少なくし、事務負担を軽減することを要望する。

また、当初契約において、工期を、3 月 22 日のような 2 月定例県議会の閉会日直後の日付ではなく、3 月下旬の閉会日から変更契約を行う余裕のある日付とすることによって、期末日まで工期を延長する工期変更契約を行うことなく、2 月定例県議会において期跨ぎの工期変更承認を得て、3 月 31 日に期跨ぎとなる 3 月 31 日後を工期とする工期変更契約を締結することも可能となることから、期末日直前ではなく期末日を工期とするなど、変更契約締結回数を少なくできるような工期決定も検討し、事務負担を軽減することを要望する。

7 道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰

（1）概要

① 事業の必要性

本事業は、千葉県トンネル長寿命化修繕計画に基づき令和元年度に実施したトンネル点検により確認された変状箇所の補修を実施するものであり、主要地方道成田小見川鹿島港線の天神峰トンネルの補修を行うものである。

天神峰トンネルの補修は単年度ごとにブロックで指定された部分の補修が行われており、令和4年度は8ブロックを対象とする補修工事が行われている。なお、令和3年度には6ブロックを対象とする補修工事が行われている。

トンネルを長期間、安全に使用するための工事であり、事業の必要性が認められる。

② 事業内容

天神峰トンネル内の8表面被覆工（剝落防止）及びひび割れ補修工を行い、トンネル内の通行の安全を確保する。

③ 契約方法：一般競争入札（総合評価方式）

④ 設計額及び請負金額：実施設計額 114 百万円、請負金額 104 百万円

⑤ 支出額：41 百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：49 百万円

⑦ 着工日：令和4年9月28日

⑧ 完了日：令和5年8月3日

⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：あり

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：あり

⑬ 前払いの有無：あり 41 百万円

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

（単位 千円）

年度	出来高予定額	支払限度額
令和4年度	99,513	89,561
令和5年度	4,822	14,774
計	104,335	104,335

(2) 手続

一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べるものとする。

① 設計変更契約について（指摘）

【現状・問題点】

県土整備部が令和3年1月に作成している「土木工事契約における設計変更等ガイドライン」によれば、「設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。」と規定されている。

天神峰トンネル補修工は、令和4年9月28日から令和5年8月3日までの工期の間、新たなひび割れ箇所の発見により追加補修工事が必要となることで設計変更が繰り返され、令和5年5月19日の工事打合せ簿において既に当初の請負金額から21パーセントの増額が見込まれ、最終的に設計変更に伴う請負金額は合計で2844万8200円の増額となっている。

他方で、県では、工期末に全ての設計変更を一度に反映させた建設工事請負変更契約書を令和5年7月4日付で締結している。

この点、上記ガイドラインが規定している20パーセントに相当する金額については、令和5年5月19日の設計変更の際に超過しているところ、上記ガイドラインに定める工期末にまとめて行う根拠を欠いている。

【結果（指摘）：成田土木事務所】

設計変更に伴う請負代金の合計額が20パーセントを超過していることが明らかであるにも関わらず、その後工期末まで契約変更を行わなかったことは、県の定めるガイドラインに違反しており、本来であれば変更金額が20パーセントを超過した時点で変更契約を実施すべきであった。今後は、県の定めるガイドラインに則った設計変更手続をとるよう要望する。

② トンネル台帳記載事項更新について（意見）

【現状・問題点】

県土整備部が作成している最新のトンネル台帳記載の「その他付属機器」の「照明設備」について、「種類」ナトリウム灯と記載されている。

他方で、天神峰トンネルは、令和3年度の工事において、トンネル照明器具をナトリウム灯からLEDトンネル照明器具に変更している。

トンネル台帳は、トンネルの適切な維持管理を行うため、道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳を補完する台帳として、県が作成したものである。

そのため、工事等によりトンネル台帳記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに更新することが望ましいが、令和5年度の時点でも更新が行われていないことは、トンネル施設の管理上望ましくない状態である。

【結果（意見）：成田土木事務所】

トンネルの補修等の工事によりトンネル台帳記載事項に変更があった場合には、遅くとも工事完了時点で記載内容の更新を行うよう要望する。

8 県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について

県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務については、以下の5件の事業において、同様の現状・問題点が確認されたことから、一括して一項目で取り扱う。

ア 国道道路改築事業 一般国道126号 山武東総道路（銚子連絡道）二期_用地取得事務

イ 社会資本整備総合交付金事業 一般国道126号 八木拡幅 第1工区_用地取得事務

ウ 公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線_用地取得事務

エ 社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路3・4・10号清水上花輪線_用地取得事務

オ 社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線_用地取得事務

（1）概要

① 公共事業の用地取得方法の動向

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、公共用地の早期取得も含め、事業効果の早期発現を図るべきという考え方が強ま

っており、総合規制改革会議の答申においても、土地収用法等の積極的活用の必要性が指摘され、政府の行動計画である「規制改革の推進に関する3ヵ年計画」（閣議決定）にも、その内容が盛り込まれた。

具体的な国土交通省の「事業認定等の適期申請等」の通達では、土地収用法の事業認定申請準備着手の要件は、「用地幅杭打設完了から3年」または「用地取得率80%」のいずれか早い時期とされ、国土交通省の直轄の公共事業について、適期申請等の徹底を図っている。また、事業の進行管理に関する説明責任の観点から、「事業名称、用地幅杭打設終了の時期、用地取得率、着工予定時期、完成見込時期、収用手续への移行の状況並びに収用手续に移行していない場合にはその理由及び対応策等」を公表している。

以上のように、国土交通省の土地収用法等の積極的活用についての方針を受け、各地方自治体においても、各管轄の公共事業について「事業認定等の適期申請等」の方針を踏まえた取組に着手している。

② 千葉県の公共事業の用地取得状況

千葉県でも、①の国土交通省の「事業認定等に関する適期申請等」を受け、用地取得に当たり、土地収用手续に移行する要件を定めた適期申請ルール^{*1}の徹底及び用地取得の進捗状況等の広報を図るため平成19年に制定した「県土整備部所管の公共事業に係る土地収用制度活用推進要綱」（以下「推進要綱」という。）に基づき対応することを令和3年6月30日に、千葉県のHPでも公表している。

公共事業において用地取得が必要な場合、交渉により取得するのが一般的であるが、土地収用法は、公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、収用することができる旨を規定している。県土整備部では、本法律の活用を検討する際の内部規程として「推進要綱」等により、法律適用の検討や用地取得の進捗状況等の公表に関する手順を定めている。

※1：国土交通省の「事業認定等の適期申請等」の通達では、土地収用法の事業認定申請準備着手の要件は、「用地幅杭打設完了から3年」または「用地取得率80%」のいずれか早い時期とされている。千葉県の規程では、「用地幅杭打設完了から3年」は要件に含めていないが、参考として情報収集をしている。

ア 国道道路改築事業 一般国道 126 号 山武東総道路（銚子連絡道）二期_用地取得事務

① 用地取得の必要性^{※1}

千葉県東部に位置する山武・東総地域は、農林水産業や観光産業を中心に発展してきており、今後も魅力的に発展することが期待されている。銚子連絡道路は、山武市から銚子市に至る延長約 30km の地域高規格道路として、東京湾アクアラインや圏央道等の高規格幹線道路と一体となって、一般国道 126 号の渋滞緩和、地域相互間の連携・交流、物流の効率化などに資する交通基盤の施設である。

「山武東総道路二期」は、銚子連絡道路の一部を構成する横芝光町柴崎から匝瑳市横須賀に至る延長約 5 km の区間であり、2 車線の一般道路 126 号バイパス事業である。

※1 税務署事前協議関係資料(平成 30 年 1 月 18 日付け海土第 789 号 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書)

② 事業内容

事業名	国道道路改築事業 一般国道 126 号 山武東総道路（銚子連絡道）二期
事業区分	一般国道
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県山武郡横芝光町芝崎 至：千葉県匝瑳市横須賀
延長	5.0km
事業化時期	H19 年度(実績)
都市計画決定時期	H19 年度(実績)
用地着手	H22 年度(実績)
工事着手	H25 年度(実績)
用地収用完了時期	R3 年度(実績)
用地取得方法	任意取得：全体の 100% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 0%
上記の用地取得方法とした理由	未買収者から収用による用地取得を行うため、令和 3 年 2 月に事業認定を受けた（令和 2 年 7 月に申請）が、収用裁決申請前に未買収者が任意取得による用地取得に応じたため
用地幅杭打設完了から 3	令和 3 年 1 月

年経過日付	
用地取得率 80%を達成日付	平成 30 年 7 月
用地取得の当初予算	・ 用地費 860,000 千円 ・ 補償費 100,000 千円
用地取得の実績額	・ 用地費 1,314,198 千円 ・ 補償費 235,578 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	道路の構造が平面構造→盛土構造に変更となり、のり部分の用地買収面積及び補償対象物件が増加したため
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中を通して発生している国道 126 号の渋滞緩和と交通事故減少による安全性の向上が期待される。 ・ 第 3 次救急医療施設（国保旭中央病院）への搬送時間が短縮し、地域医療サービスの向上が期待される。 ・ 緊急輸送道路の一次路線や津波被害時の道路啓開候補路線に選定されている国道 126 号の代替路となり、リダンダンシーの向上や地域の防災機能の強化が期待される。

出典：道路局 国道・技術課作成の「再評価結果(令和 4 年度事業継続箇所)」
及び海匠土木事務所からのヒアリング結果に基づき監査人作成

イ 社会資本整備総合交付金事業 一般国道 126 号 八木拡幅 第 1 工区_用地取得事務

① 用地取得の必要性^{※1}

国道 126 号は、銚子市を起点とし東金市を経て千葉市に至る延長約 80km の路線であり、山武・東総地域と首都圏や県都千葉市等を結び、広域的な交流・連携による地域経済の活発化を図り、県東部地域の観光振興にも寄与する重要な幹線道路である。

「国道 126 号八木拡幅」は、銚子市三崎町から旭市八木までの約 5.7km の事業であり、現国道 126 号の交通混雑緩和、線形不良による事故多発区間の改善、幅員狭小区間における歩行者や小中学校の通学路としての安全性の確保等、利便性の向上により地域の活性化に大きく寄与するものである。このうち、第 1 工区は、旭市八木から銚子市親田町までの 3km のバイパス区間であり、この工事のために用地取得が必要となる。

※1 税務署事前協議関係資料(平成 25 年 4 月 1 日付け 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書)